

電源開発促進税法取扱通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 共通事項 (定義)</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (省略)</p> <p>(21) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備」及び当該設備の運転に直接必要な設備をいう。</p> <p><u>(22) 蓄電用設備 令第4条第1項かつこ書きに規定する「蓄電用の設備」及び当該設備の運転に直接必要な設備をいう。</u></p> <p>(23) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する合計電力量をいう。</p> <p>(24) 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量をいう。</p> <p>(25) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は託送供給等約款若しくは供給契約において供給販売電気の電力量を計量することとされている日をいう。</p> <p>第 2 販売電気の範囲等 (自家使用販売電気等)</p> <p>3 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>第 1 共通事項 (定義)</p> <p>1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(20) (同左)</p> <p>(21) 発電用設備 令第4条第1項かつこ書に規定する「発電用のボイラー、原子炉、タービン、発電機、燃料燃焼設備その他の発電のために直接使用される設備及び当該設備の運転に直接必要な設備」をいう。 (新設)</p> <p>(22) 課税標準数量 法第7条第1項第3号《課税標準及び税額の申告》に規定する合計電力量をいう。</p> <p>(23) 課税標準たる数量 課税標準の計算の基礎となる販売電気の電力量をいう。</p> <p>(24) 計量日 令第4条第1項に規定する計量日又は託送供給等約款若しくは供給契約において供給販売電気の電力量を計量することとされている日をいう。</p> <p>第 2 販売電気の範囲等 (自家使用販売電気等)</p> <p>3 自家使用販売電気の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 法第2条第3号ロ《定義》のかっこ書に規定する「<u>発電又は放電</u>のために直接使用したもの」とは、一般送配電事業者等が発電事業の用に供する<u>発電用設備又は蓄電用設備</u>において使用した電気をいう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>令第4条第1項</u>かっこ書に規定する「<u>蓄電用の設備</u>」とは、一般送配電事業者等が設置する蓄電池及び変換装置であるパワーコンディショナ等の設備をいう。</p> <p>(4) 令第4条第1項かっこ書に規定する「<u>これらの設備</u>の運転に直接必要な設備」とは、<u>前2号</u>に規定する設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備をいう。</p> <p>なお、当該設備には、<u>発電所内及び蓄電所内</u>に設置された燃料の貯蔵、運搬及び処理設備、所内用水設備、給水設備、給排水処理設備、塩素処理設備、集じん及び排煙脱硫等のばい煙処理設備、灰捨設備、原子炉格納設備、廃棄物処理設備、熱回収設備、計測制御系統設備、放射線管理設備、保安設備、通風装置、ポンプ装置、水路設備、融雪設備並びに主要変圧器又はこれらの設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備を含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(5) <u>発電所内又は蓄電所内</u>に設置されているサービスホール、管理事務所、倉庫、車庫若しくは守衛所における電気の需要設備又は変電若しくは送電設備は、<u>発電用設備又は蓄電用設備</u>には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(6) 前2号に規定する「<u>発電所</u>」とは、第2号及び<u>第4号前段</u>に規定する設備の設置場所をいい、これと道路又は小川等を隔てているなど極めて近接し、かつ、同一管理人によつて管理されている当該設備に附帯し</p>	<p>(1) 法第2条第3号ロ《定義》のかっこ書に規定する「<u>発電のために直接</u>使用したもの」とは、一般送配電事業者等が発電事業の用に供する<u>発電用設備</u>において使用した電気をいう。</p> <p>(2) (同左) (新設)</p> <p>(3) 令第4条第1項かっこ書に規定する「<u>当該設備</u>の運転に直接必要な設備」とは、<u>前号</u>に規定する設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備をいう。</p> <p>なお、当該設備には、<u>発電所内</u>に設置された燃料の貯蔵、運搬及び処理設備、所内用水設備、給水設備、給排水処理設備、塩素処理設備、集じん及び排煙脱硫等のばい煙処理設備、灰捨設備、原子炉格納設備、廃棄物処理設備、熱回収設備、計測制御系統設備、放射線管理設備、保安設備、通風装置、ポンプ装置、水路設備、融雪設備並びに主要変圧器又はこれらの設備がその本来の機能を果たすために必要不可欠なものとして当該設備に附属する設備を含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(4) <u>発電所内</u>に設置されているサービスホール、管理事務所、倉庫、車庫若しくは守衛所における電気の需要設備又は変電若しくは送電設備は、<u>発電用設備</u>には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(5) 前2号に規定する「<u>発電所</u>」とは、第2号及び<u>第3号前段</u>に規定する設備の設置場所をいい、これと道路又は小川等を隔てているなど極めて近接し、かつ、同一管理人によつて管理されている当該設備に附帯し</p>

改正後	改正前
<p>た第4号後段に規定する設備の設置場所も、その実態が同一の場所と認められるものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、水力発電の場合における発電目的用のダム、貯水池及び調整池は、発電所と遠隔地にあるときであつても、これに含めて取り扱う。</p> <p><u>(7) 第4号及び第5号に規定する「蓄電所」とは、第3号及び第4号前段に規定する設備の設置場所をいい、これと道路又は小川等を隔てているなど極めて近接し、かつ、同一管理人によつて管理されている当該設備に附帯した第4号後段に規定する設備の設置場所も、その実態が同一の場所と認められるものは、これに該当するものとする。</u></p>	<p>た第3号後段に規定する設備の設置場所も、その実態が同一の場所と認められるものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、水力発電の場合における発電目的用のダム、貯水池及び調整池は、発電所と遠隔地にあるときであつても、これに含めて取り扱う。</p> <p>(新設)</p>
<p>第3 課税標準数量の計算等 (推計自家使用販売電気の電力量の計算)</p> <p>3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。</p> <p>(1) 令第4条第2項《一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量》に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ 1台の電力量計により、自家使用販売電気の<u>需要設備、発電用設備又は蓄電用設備</u>において使用した電気の合計電力量を計量している場合</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(3)に規定する定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所(第2</p>	<p>第3 課税標準数量の計算等 (推計自家使用販売電気の電力量の計算)</p> <p>3 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算については、次による。</p> <p>(1) 令第4条第2項《一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量》に規定する「同項の規定によることが困難である場合」とは、自家使用販売電気の需要設備において使用した電気を計量するための電力量計が設けられていない場合のほか、次に掲げる場合をいう。</p> <p>イ 1台の電力量計により、自家使用販売電気の<u>需要設備と発電用設備</u>において使用した電気の合計電力量を計量している場合</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2) 推計自家使用販売電気の課税標準たる数量の計算は、第3の2《供給販売電気の電力量の計算》の(3)に規定する定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて行うものとするが、発電所(第2</p>

改正後

の3《自家使用販売電気等》の(6)に規定する発電所をいう。以下同じ。)蓄電所(第2の3の(7)に規定する蓄電所をいう。以下同じ。)及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている一般送配電事業者等がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として取り扱って差し支えない。

イ (省略)

ロ 蓄電所(無人の蓄電所を除く。)については、その月中に当該蓄電所内で使用した電気の電力量(蓄電用設備で使用した電気を除く。)の100分の1に相当する電力量

ハ 変電所については、当該変電所の次表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる電力量

変電所の区分		電力量
配電用 屋外変電所	変圧器1台	1,000 KW時
	〃 2 〃	2,000 〃
	〃 3 〃	3,000 〃
配電用 屋内変電所	〃 1 〃	4,000 〃
	〃 2 〃	5,000 〃
	〃 3 〃	7,000 〃
配電用 地下変電所	〃 1 〃	6,000 〃
	〃 2 〃	12,000 〃
	〃 3 〃	13,000 〃
その他の変電所		毎月の平均的な使用電力量として、あらかじめ定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて計算した電力量

(注) (省略)

改正前

の3《自家使用販売電気等》の(5)に規定する発電所をいう。以下同じ。)及び変電所に係る毎月の推計自家使用販売電気の課税標準たる数量を次に掲げる電力量以上の電力量としている一般送配電事業者等がある場合には、当該電力量を当該課税標準たる数量として取り扱って差し支えない。

イ (同左)

(新設)

ロ 変電所については、当該変電所の次表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる電力量

変電所の区分		電力量
配電用 屋外変電所	変圧器1台	1,000 KW時
	〃 2 〃	2,000 〃
	〃 3 〃	3,000 〃
配電用 屋内変電所	〃 1 〃	4,000 〃
	〃 2 〃	5,000 〃
	〃 3 〃	7,000 〃
配電用 地下変電所	〃 1 〃	6,000 〃
	〃 2 〃	12,000 〃
	〃 3 〃	13,000 〃
その他の変電所		毎月の平均的な使用電力量として、あらかじめ定額料金制の供給販売電気の課税標準たる数量の計算に準じて計算した電力量

(注) (同左)

改正後	改正前
<p>(3) 内燃力発電所並びに無人の水力発電所及び蓄電所については、特に支障がある場合を除き、これらの発電所及び蓄電所に係る推計自家使用販売電気の課税標準たる数量は、無いことに取り扱って差し支えない。</p>	<p>(3) 内燃力発電所及び無人の水力発電所については、特に支障がある場合を除き、これらの発電所に係る推計自家使用販売電気の課税標準たる数量は、無いことに取り扱って差し支えない。</p>